

坂町子育て世帯引越支援事業助成金交付要綱

令和2年3月2日告示第2号
一部改正 令和2年3月31日告示第8号
一部改正 令和2年10月16日告示第43号
一部改正 令和3年3月26日告示第15号

(趣旨)

第1条 この要綱は、子育て期を安心して過ごすための居住地の選択を支援することにより、働きながら子育てしやすい環境づくりを促進するとともに、子育て世代の本町への定住促進と地域の活性化を図るため、住宅の住み替えにかかる費用に対し、予算の範囲内で助成金を交付することに関し、坂町補助金等交付規則（昭和53年坂町規則第3号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子育て世帯 中学生以下の子ども（出産予定の子どもを含む。）とその親を含む世帯員で構成される世帯のことをいう。
- (2) 転入 町外に継続して1年以上居住した後に、住民票の異動を伴って町内に転入することをいう。
- (3) 転居 町内に継続して1年以上居住した後に、住民票の異動を伴って町内で転居することをいう。
- (4) 住替え 子育て世帯が転入又は転居を行うことをいう。

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 子育て世帯の世帯主であること。
- (2) 転居の場合は、助成対象者又は同居者の2親等以内の親族が所有する住宅への住替えであること。
- (3) 住替え後の住宅に自ら居住すること。
- (4) 住替え後の地区の坂町住民福祉協議会に加入する意思があること。
- (5) 町税等の未納がないこと。
- (6) 助成金の交付の日（以下「交付日」という。）から継続して5年以上町内での居住を予定する者であること。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団員と密接な関係を有していないこと。
- (8) 令和2年3月2日以後に住替えを行う者であること。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、助成対象者としな

とする。

- (1) この要綱による助成を過去に受けていること。
 - (2) 坂町三世同居・近居住宅支援事業又は坂町空き家改修等支援事業の補助金の交付を受けていること。
 - (3) 坂町三世同居・近居引越支援事業の助成金の交付を受けていること。
 - (4) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく扶助を受けていること。
- （助成対象費用及び助成額）

第4条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、子育て世帯が住替えのために負担する次に掲げる費用とする。

- (1) 引越事業者を支払う引越運送費用及びこれに附帯する荷造り等のサービス費用
- (2) 不動産登記のために司法書士、土地家屋調査士等に支払う費用又は自ら登記し法務局に支払う費用
- (3) 住宅の賃借に要する仲介手数料
- (4) 住宅の賃借に要する礼金

2 住替えにあたり、立退き料又は引越手当等の支払いを受けた場合には、助成対象費用の合計額から当該金額を差し引いて算定するものとする。

3 町長は、助成対象費用の2分の1に相当する額を助成するものとし、10万円を限度とする。この場合において、算定した助成金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 この要綱による助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、坂町子育て世帯引越支援事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、住替えに伴う住民票の異動日から起算して12か月以内に町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書兼同意書（様式第2号）
 - (2) 世帯全員の住民票の写し（世帯主との続柄が記載されたもの）及び戸籍の附票の写し
 - (3) 住替え後の住宅の所在地が記載された書類
 - (4) 助成対象費用の領収書の写し及び領収金額の内訳が分かる書類
 - (5) 引越手当支給証明書（様式第3号）
 - (6) 助成対象費用の合計額から差し引く金額が分かる書類
 - (7) 妊娠している者がいる世帯の場合は、該当する子どもの母子手帳
 - (8) 住替え後の建物の登記事項証明書及びその建物の所有者との関係が分かる書類（住替えが転居の場合に限る。）
 - (9) 坂町住民福祉協議会に加入したことが分かる書類
 - (10) その他町長が必要と認める書類
- （交付決定等）

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、又は必要に応じて現地調査を行い、要件に適合していると認めるときは、予算の範囲

内で交付すべき助成金の額を確定して交付を決定し、坂町子育て世帯引越支援事業助成金交付決定兼確定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（助成金の交付請求）

第7条 前条の規定により、助成金の決定及び額の確定を受けた者は、速やかに坂町子育て世帯引越支援事業助成金交付請求書（様式第5号）を町長に提出しなければならない。

（助成金の交付）

第8条 町長は、前条に規定する交付請求書が提出されたときは、速やかに助成金の決定及び額の確定を受けた者に対して、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 交付日から5年未満で町外に転出したとき。ただし、助成対象者から、次に掲げる事項に該当する理由を証する書面の提出があり、町長が認めたときを除く。

ア 死亡したとき。

イ 転勤又は通学に伴い転出したとき。

ウ 病院に入院し、又は介護施設等に入所したとき。

エ その他町長が特段の事情と認めたとき。

(2) 虚偽その他不正な手段により助成金の交付決定又は助成金の交付を受けたとき。

(3) この要綱に定める助成金の交付の要件を欠くに至ったとき。

2 町長は、前項の規定により助成金の交付決定を取り消すときは、坂町子育て世帯引越支援事業助成金交付決定取消通知書（様式第6号）により、助成対象者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第10条 町長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

2 前項の返還命令は、坂町子育て世帯引越支援事業助成金返還命令書（様式第7号）により行うものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年3月2日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の子算に係る助成金については、この要綱は、同日後も、なおその効力を有する。

附 則（令和2年3月31日告示第8号）

（施行期日）

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、令和2年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和2年10月16日告示第43号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年10月16日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の規定は、令和2年10月16日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

附 則（令和3年3月26日告示第15号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年3月26日から施行する。